

中分類 24 — 木材及び木製品製造業(家具を除く)

總 説

この中分類は主として製材所、ベニヤ板製造所、合板製造所、屋根板製造所等、木製基礎資材の製造に従事する事業所及びこれらの木材を主要材料として作られる木製品製造に従事する事業所をいう。

但し、家具建具の製造に従事する事業所は中分類 25—家具及び建具製造業に、木製の楽器、玩具、運動具、棺桶等の製造に従事する事業所は中分類 39—その他の製造業に分類される。又、建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造、木材による修繕、改築及び個人の注文によつて木製品を製造し小賣するもの等は製造業に分類されない。

小分類 細分類
番 號 番 號

241 製材及び木製品製造業

2411 一般製材業

主として原木から素材の製材を行う事業所、他から委託を受けて貨扱製材する事業所及び角材、桁板、各種面取り材、標準材等の製造に従事する事業所をいう。

購入した材料から木箱、包装木箱等を製造する事業所は細分類 2432 木箱製造業に、木製サッシユ及び窓、戸の枠、その他の造作材の製造に従事する事業所は細分類 2421—造作材製造業に分類される。土木建築の一部として工事現場で行う製材は本分類に含まれない。

○製材業；製板業；挽材業；仕組板製材業；木材小割業(新製造でないもの)；唐木製材業；床柱製材業；杭木製造業；枕木製造業；支柱製造業；腕木製造業；貨扱業

2412 ベニヤ板製造業

主として販賣用ベニヤ板(單板)の製造に従事する事業所をいう。一貫作業によりベニヤ合板、ベニヤ板製品を製造するため、ベニヤ板(單板)をつくる事業所は本分類には含まれず、ベニヤ合板を製造する事業所は小分類 242—造作材、合板、建築用組立材料製造業に葉子及び果物籠、木箱を製造する事業所は小分類 243—木製容器製造業に、ベニヤ合板を製造する事業所は細分類 2422—合板製造業に分類される。

○ベニヤ單板製造業

×ベニヤ合板製造業

中分類24—木材及び木製品製造業(家具を除く)

2413 屋根板製造業

主として屋根板の製造に従事する事業所をいう。

○屋根板製造業; 木舞製造業

2414 経木製造業

主として経木の製造に従事する事業所をいう。その主な製品は、経木、経木函、菓子、弁当、茶物その他の食物を入れる函及び包装、詰物用の経木等である。

○折箱製造業(経木のもの); マッチ箱製造業; 経木箱製造業

2415 木毛製造業

主として詰物用木毛の製造に従事する事業所をいう。

○エキセルシヤー製造業; 木綿製造業

2416 樽桶材製造業

主として樽桶材の製造に従事する事業所をいう。主な製品は樽丸である。鏡、木栓及びタガの製造に従事する事業所も本分類に含まれる。主としてコルク栓を製造する事業所は細分類 3982 コルク製品製造業に分類される。

○樽材製造業; 桶材製造業; 栓製造業(木製のもの); タガ製造業

×コルク栓製造業

2419 他トカ材造業

242

造作材、合板、建築用組立材製造業

2421 造作材製造業

購入した材料で、主としてサッシ、窓、戸の枠、羽目板、入口、階段等造作材の製造に従事する事業所をいう。タンクやバット用材の製造に従事する事業所も本分類に含まれるが、標準材や面取り材の製造に従事する事業所は細分類 24.1 一般製材業に分類される。

○木製建具製造業; 建具製造業(木製のもの); サッシ製造業(木製のもの); 戸障子製造業; フスマ骨製造業; タンク用木材製造業; バット用木材製造業

2422 合板製造業

主として自家製、又は購入したベニヤ板(単板)からベニヤ合板を製造する事業所をいう。

○合板製造業; ベニヤ合板製造業; ベニヤパネル製造業

2423 建築用組立材料製造業

主として木製組立建築材料を製造する事業所をいう。

○ボックス製造業(電話ボックス、監視人ボックス等); 組立家屋材料製造業(組立て得るように製造されたもの)

243

木製容器製造業

中分類24—木材及び木製品製造業(家具を除く)

2431 竹、藤、杞柳、ベニヤ籠製造業

竹、藤、杞柳、ベニヤ等から洗濯籠、衣類籠、バスケット、果物野菜籠、卓上籠、ピクその他の類以製品及び輸送用容器を製造する事業所をいう。主として竹、藤、杞柳の家具を製造する事業所は中分類 25 家具及び建具製造業に分類される。

○竹製容器製造業；竹製品製造業（竹製容器の製造を主とするもの）；籠製造業；ザル製造業；行李製造業；ピク製造業；藤製品製造業（藤製容器の製造を主とするもの）；杞柳製品製造業（杞柳製容器の製造を主とするもの）；ベニヤ籠製造業

2432 木箱製造業

主として各種の木箱（釘付け、又は針金巻、あるいは接着剤で接着したもの）、の製造に従事する事業所をいう。輸送用木製ドラム、通函を製造する事業所は本分類に含まれる。但し、主として経木箱の製造を行う事業所は細分類 2414 経木製造業に分類される。

○製函業（購入板によるもの）；木箱製造業（購入板によるもの）；ベニヤ函製造業

2333 和樽製造業

主として和樽の製造に従事する事業所をいう。主な製品は酒樽、醤油樽、味噌樽、漬物樽等の液用、又は乾物用の和樽である。主として和樽用材の製造を行う事業所は細分類 2416 樽桶材製造業に分類される。

○和樽製造業；樽製造業（和樽の製造を主とするもの）；酒樽製造業；味噌樽製造業；漬物樽製造業

2434 洋樽製造業

主として洋樽の製造に従事する事業所をいう。主な製品はビール樽、薬品樽、釘樽、セメント樽、石油樽等の液用又は乾物用の洋樽である。

主として洋樽用材の製造を行う事業所は細分類 2416 樽桶材製造業に分類される。

○洋樽製造業；ビール樽製造業；釘樽製造業；セメント樽製造業；薬品樽製造業；木製ドラム製造業

2435 桶製造業

主として桶の製造に従事する事業所をいう。その主な製品は醸造用桶、水桶、クライ、フロ桶等である。

主として桶製造用材の製造を行う事業所は細分類 2416 樽桶材製造業に分類される。

○桶製造業；桶屋（主として桶の製造を行うもの）；水桶製造業；クライ製造業；風呂桶製造業；飯ピツ製造業（木製桶型のもの）

中分類24—木材及び木製品製造業（家具を除く）

244

木製履物製造業

2441

木製履物製造業

主として下駄類、木製サンダルの臺及び完成品の製造を行う事業所をいい、木製履物の塗装を行う事業所も本分類に含まれる。

主として木製履物臺木の燻し、あるいは乾燥を行う事業所は細分類 2491 木材薬品処理業に分類される。

○木製履物製造業；下駄臺製造業

249

その他の木製品製造業

2491

木材薬品処理業

主として他の事業所で製材されたものをクレオソートその他の薬品で防腐、耐火、防虫等の処理を行う事業所をいう。

主として木材の乾燥を行う事業所は本分類に含まれる。但し、処理を行つた木製品の製造に従事する事業所は、その製品に従つてそれぞれの項目に分類される。

○木材防腐処理業；木材注薬業；耐火木材製造業；木材乾燥業

2492

靴型及び類似品製造業

使用材料の如何を問わず、主として靴型、靴芯の製造に従事する事業所をいう。

○靴型製造業；靴芯製造業

2493

鏡縁及び額縁製造業

主として鏡縁、額縁製造、畫入れ額の製造に従事する事業所をいう。

○鏡縁製造業；額縁製造業；畫入れ額縁製造業

2494

曲輪、曲物製造業

主として曲輪、曲物の製造に従事する事業所をいう。主な製品は飾、蒸籠、櫃等の曲輪及び曲物である。

○曲輪製造業；曲物製造業；飾製造業（曲輪が木製のもの）

2499

他に分類されない各種木、竹、藤、蓑製品製造業

主として他に分類されない木製品の製造及び曲木製品、種々の型物を製造する事業所及び藤、蓑製品を製造する事業所をいう。主な製品はクリ物、曲木、組木、木型、取枠、巻枠、道具の柄、木製臺所用品等である。

主として木、竹、藤、蓑製の家具を製造する事業所は中分類 25—家具及び建具製造業に分類される。

○算盤玉製造業；木製パン焼器具製造業；彫刻物製造業（木製のもの）；旗竿製造業（木及び竹製のもの）；柄製造業（木、竹製のもの）；紡錘製造業；木管製造

中分類24—木材及び木製品製造業(家具を除く)

業; 櫛, 櫛製造業; 洗濯板製造業; 寄木細工製造業; マツチ軸木製造業; ツマヨ
ウジ製造業; 取杵製造業; 巻杵製造業; 木型製造業; クリ物製造業; 漆器生地製
造業(木製クリ物)